

茨木市教育研究会教育課題交付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市教育研究会（第2において「研究会」という。）が取り組む教育課題の解決のための事業に対し、市が交付金を交付することにより市立の小学校、中学校及び幼稚園における公教育の充実を図り、もって本市の将来を担う児童、生徒及び園児（第2において「児童等」という。）の成長に資することを目的とする。

(交付金の交付対象)

第2 交付金の交付対象となる事業は、研究会が実施する次の事業とする。

- (1) 人権教育事業 教員の人権感覚を高めるとともに、教員が人権課題の解決、取組等に必要な知識及び能力を身に付けるため、情報交換の場を設け、また、研修会を開催することにより、児童等に対する人権教育の充実を図る事業
- (2) 外国人教育事業 在日外国人の児童等及びその保護者（以下この号において「在日外国人等」という。）が互いに交流できる場を設け、自らの国や民族に誇りや自覚を持ちつつも、日本の文化に慣れ、社会に溶け込めるようにする取組を行うとともに、在日外国人等と在日外国人等以外の児童等及びその保護者との交流を深め、在日外国人等に対する差別意識を払拭し、相互の理解を促進する事業
- (3) 進路保障事業 様々な課題を抱えた生徒をはじめ、全ての子ども達の進路の保障を実現するため、市立の小学校及び中学校と高等学校の連携を深めるための「小中高シンポジウム」を開催するとともに、初めて中学3年生を担当する教員等に対する進路学習会を実施し、また、教員が在学中のみならず卒業後の進路についても指導を行うことにより進路保障体制の確立を図る事業
- (4) 進学対策事業 高等学校等に進学を希望する生徒及びその保護者に対し、市立の中学校の進路担当者の連携による取組、私立の高等学校の担当者による私学合同説明会の開催、進路保障事業との連携による卒業後の生徒の高校生活の実態把握等により、個々の生徒に応じた進学指導のあり方を検討し、きめ細やかな指導を行うことで進学対策の充実を図る事業
- (5) 就職指導事業 就職を希望する生徒に対し、就職に必要な知識、態度等を学ぶ研修、講習等を実施し、茨木公共職業安定所等との連携により情報収集を行い、また、就職後に離職し、又は転職することなく、継続して働いていくことができるよう指導することにより、個々の生徒に適した就職活動を円滑に進め、離職率及び転職率の改善を図る事業

(6) 生徒指導事業 市立の小学校及び中学校の教員が、市全体又はグループに分割した班別での定例会等の開催を通じ、情報交換及び連携を行い、また、大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会及び三島地区公立小・中学校生活指導研究協議会の研究発表会へ参加することにより、生徒指導に関する情報の収集、知識の習得及び技能の伝承を促進し、生徒指導の充実を図る事業

(交付対象経費)

第3 交付金の交付対象となる経費は、当該年度における交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 備品費及び負担金
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付金額)

第4 交付金の交付額は、交付対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、毎年度予算の範囲内で市長が定める額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第5 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市教育研究会教育課題交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において交付金を決定し、申請者に対し茨木市教育研究会教育課題交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付金の交付請求)

第7 第6の交付金交付決定通知書を受けたものは、茨木市教育研究会教育課題交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。

(交付金の交付)

第8 市長は、第7の規定による交付金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に交付金を概算払により交付する。

(変更の申請等)

第9 交付金の交付を申請したものは、交付金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市教育研究会教育課題交付金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市教育研究会教育課題交付金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

3 前項の交付金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る交付金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第10 交付金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市教育研究会教育課題交付金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(交付金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき交付金の額を確定し、茨木市教育研究会教育課題交付金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出したものに通知する。

(交付金の精算)

第12 第11の交付金確定通知書を受けたものは、当該交付金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市教育研究会教育課題交付金精算追加分交付請求書(様式第8号)により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第13 市長は、交付金の執行の適正を期し、交付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、交付対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第 14 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 交付金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第 15 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該交付事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(交付の取消し等)

第 16 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第 17 市長は、交付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から実施する。

経過措置

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。